

「IT人材白書2020調査事業」に関するQ&A

最終更新日 2019年11月01日  
独立行政法人情報処理推進機構

入札説明書に関する質問と回答

No.	頁番号	質問	回答
1	20	6.3 納入物件 No 1 作業実施記録の、具体的なボリューム感はどのようなものか？	数ページ程度のものを想定している。なお、作業実施記録とは、いつアンケートを実施し、いつ督促を行ったかというような作業の時系列的な記録を次年度の作業のための参考資料として取りまとめるものである。
2	20	6.3 納入物件のNo 6 アンケート調査先リスト、No 7 アンケート回答者リストは相当のボリュームになることが予想されるが、紙媒体で2部提出するのか？	No 6 アンケート調査先リスト、No 7 アンケート回答者リストについては、検収用の紙媒体は不要と考える。 従って、入札説明書を次のように修正する。 「なお検収用として紙媒体も各2部提出すること（No 6 アンケート調査先リスト、No 7 アンケート回答者リストを除く）。」
3	18	「3.1.4 ローデータ (1) IPAに提出するローデータは設問の分岐条件やエラーのチェック等を行うこと。」とあるが、エラーがあったアンケートの回答は無効とし、回収率に含めないのか？	基本的には、分岐条件やエラーが論理的に発生しないように、ウェブアンケートの設計を行ってもらいたいと考えているが、人為的ミスもありえることから、設問の分岐条件やエラーのチェック等を行うこととしている。仮にエラーがあったアンケートの回答があったとしても、全てのアンケート項目が無効でない限り、エラーが発生した部分について限定的に無効とし、回収率としては有効なものとして扱うこととする。
4	—	昨年度の「IT人材白書2019調査事業」と比較し、仕様がかわっているようだが、主な変更点は何か？	主に、有識者会議の議事録作成とウェブ以外で回答した調査票の集計、ローデータへの変換作業を落とした。
5	7	資料名、項目名：契約書、第17条 当事業において使用する予定の企業データベースは弊社が構築、保有、商品として販売しており、顧客提供後も著作権は弊社に帰属しております。 この点、当事業におきましても、企業データベースの著作権は弊社に帰属するとの理解で宜しいでしょうか。	当事業において、貴社が従前から保有していた企業データベースの著作権は貴社に帰属するとの理解で結構です。 なお、機構に帰属する著作権は納入物件についてのみであることを補足いたします。
6	2	資料名、項目名：入札説明書、6. 入札書等の提出方法及び提出期限等 2019年11月11日に予定されているヒアリングにつきましては、プレゼンテーション及び質疑応答の場として開催されるのでしょうか。 または提案書に関する聴取、質疑応答のみが行われるのでしょうか。	当該ヒアリングは提案書に関する聴取、質疑応答のみを行うものと考えております。
7	15	資料名、項目名：入札説明書、3.1.1.3. IT人材動向調査（デジタルビジネス推進部門向け） 調査対象の企業は、①エンドユーザーにデジタル技術を利用した製品・サービスを提供する企業（ユーザー企業、IT企業、Web企業等）と、データ分析、AI活用等に関するコンサルティング、技術提供等で、①の企業のビジネスを支援する企業（IT企業、Web企業など）の双方という解釈でよろしいでしょうか。	双方という解釈で結構です。なお、企業のうち、デジタルビジネスを推進する部門も対象としております。